

大阪市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第4号、第6号及び第7号の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条第3号の規定により公示する。

令和8年1月5日

大阪市長 横山英幸

1 事業者の名称又は氏名

株式会社アイリス

2 事業所の名称及び所在地

アイリスケア訪問介護ステーション

大阪府大阪市浪速区恵美須西一丁目4番8号 2階

3 指定の取消年月日

令和8年1月1日

4 サービスの種類

訪問介護

（福祉局高齢者施策部介護保険課）